

(仮称)滋賀県水道ビジョンの策定について

1 趣旨

我が国の水道は、現在、地震等の災害、施設の老朽化等が危惧されており、給水人口の減少等による料金収入の減少、水道職員の技術力の低下等も懸念されているところであり、本県においても、これらの課題は共通している。

そこで、本県における水道の将来を見据え、目指すべき理想である「安全で安心できる水道水の供給」・「災害に対して強靭な水道の構築」・「健全な経営による水道サービスの持続」を実現するための方向性を示す「(仮称) 滋賀県水道ビジョン」を策定する。

2 計画の位置づけ

本県における水道の基本的な構想であり、これにより、本県と県内の水道事業体は目指すべき理想や施策の方向性を共有し、様々な広域連携施策を進めていく。

また、県内各水道事業体は、本ビジョンとの整合に留意して、それぞれの「水道事業ビジョン」を作成・改定する。

なお、本ビジョンは、厚生労働省の「新水道ビジョン」を踏まえて作成するものであり、滋賀県基本構想の下位計画でもある。

3 計画の期間

12年【2019年度～2030年度】

4 策定スケジュール（予定含む）

平成30年8月 「水道事業の将来見通しに関する研究会」（県内全水道事業体の担当者等により構成）で県内各水道事業体に意見聴取

平成30年9月 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」（県内全水道事業体の部課長等により構成）で県内各水道事業体に意見聴取

平成30年11月 厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）

平成30年12月 厚生・産業常任委員会に報告（素案）

平成30年12月 県民政策コメントの実施

～平成31年1月

平成31年3月 厚生・産業常任委員会に報告（案）

平成31年3月 計画策定

(仮称)滋賀県水道ビジョン 骨子案

厚生・産業常任委員会資料
平成30年(2018年)11月16日(金)
健康医療福祉部生活衛生課

【策定の目的】

50年、100年先の将来における理想の水道とは？

水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価で、持続的に受け取ることができる水道！



現在の水道を取り巻く環境は？

微生物による異臭味… 地震等の災害の懸念… 耐震化の遅れ… 料金収入の減少… 技術継承の困難化… etc.

理想の水道を目指して

◆ 水道の安全・安心と、災害に対して強靭で持続的な水の供給基盤を、将来にわたって確保するため、目指すべき方向性やとるべき方策を広域的に示すビジョンを策定します。

* 策定にはSDGsの視点を生かす 目標6(抜粋)「すべての人々の水の利用可能性・持続可能な管理」
目標9(抜粋)「強靭なインフラを整備」

4 現状と課題（主なもの）

《安全》

- 水安全計画
→ 中小規模で未策定が散見(2017年度末策定率60%)
- 水質検査体制
→ 人事ローテーションの中での検査技術維持向上、検査機器の更新
- 微生物の発生による異臭味
→ 原水の状況把握と、原水の状況に応じた浄水施設・機器整備
etc.

《強靭》

- 耐震適合率
→ 基幹管路は、2016年度末で17.2%(簡易水道除く29.9%)
- アセットマネジメント
→ 一部の水道事業者で、簡略型での実施にとどまっている
施設のライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法。
更新費用の平準化・料金水準の変更による財源確保の検討も含む。
- 防災訓練
→ 毎年防災訓練を実施している水道事業者は65%
etc.

《持続》

- 経営戦略
→ 2017年度末策定率は25%であり、低い数字にとどまっている
- 技術力の維持・継承
→ 技術職員の高齢化、組織のスリム化、水道職員の求人難
- 広域化
→ 水道事業者に必要性の認識はあるものの大きな進展はみられない
etc.

5 目標設定と実現方策（主なもの）

《安全》

- 水安全計画
→ 「作成支援ツール」の活用で、2021年度末に策定率100%達成
- 水質検査体制
→ 厚生労働省の研修活用、衛生科学センターでの計画的機器更新
- 微生物の発生による異臭味
→ 関係機関の確実な情報共有・必要な機器の整備 etc.

《強靭》

- 耐震適合率
→ 国庫補助金活用で2030年度末に27%(簡易水道除く44%)以上とする
地震発生時における応急給水体制の確実な維持・継続を図る
- アセットマネジメント
→ 効果等の情報提供で2024年度末に標準型以上の実施率100%
- 防災訓練
→ 各市町の防災訓練に組み込む等により実施を促進 etc.

《持続》

- 経営戦略
→ 研修会の継続実施等で、2020年度末に策定率100%達成
- 技術力の維持・継承
→ 滋賀県水道協会の研修を継続実施、インターの受入れ等促進
- 広域化
→ 広域連携の具体事例を積み重ね、広域化への機運を醸成。計画期間内に、広域化の方向性とそのロードマップについて水道事業者と合意 etc.

【《安全》・《強靭》・《持続》のそれぞれのカテゴリーに大別し、目標・実現方策ごとに具体的なスケジュールを設定】

6 関係者の役割分担

【県】… 水道事業者への助言・情報提供、発展的広域化推進、国への要望
【水道用水供給事業者】… 水の安定供給、受水水道事業者との連携
【水道事業者】… 安定経営、利用者への情報提供、広域連携方策の推進

【滋賀県水道協会】… 国への要望、研修等の情報提供、広域連携方策推進の場
【水質検査機関】… 検査の信頼性向上、水道事業者への助言
【水道利用者】… 水道事業への理解、関心の向上
etc.

7 実施体制とフォローアップ

- 毎年度、各水道事業者と連携しながら、施策の実施状況を確認。
- 情勢の変化により必要が生じたときに見直しを実施

1 一般概況

- 1 地勢
- 4 水資源
- 2 人口
- (1) 河川・湖沼
- 3 産業
- (2) 地下水

2 水道概況

- 1 水道事業数
- 2 水道普及率
- 3 水道用水供給事業の概要
- 4 水源の内訳
- 5 琵琶湖水の利用
- 6 净水方法
- 7 净水場と水源の位置
- 8 給水量実績
- 9 管路の布設状況

3 水需給の見通し

人口減少と節水機器の普及、節水意識の向上等による需要の減少により、今後は施設の統廃合やダウンサイ징による最適化が必要となります